

期日報告書 32

2024年9月3日

函館市 御中

さくら共同法律事務所
弁護士 河合 弘之
外13名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

- 1 期日 2024年9月2日（月）15時～15時45分頃
東京地方裁判所103号法廷
第32回口頭弁論期日
- 2 出席者 当方：弁護士10名（河合弘之、海渡雄一、青木秀樹、只野靖、望月賢司、井戸謙一、
兼平史、中野宏典、大河陽子、北村賢二郎）
相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席
- 3 提出書面
当 方：準備書面（54）（神戸秀彦教授の意見書に基づく主張）
準備書面（54）の訂正申立書（誤記訂正）
準備書面（55）（火山事象に関する違法性／基準の不合理性に関する主張整理）
なお、準備書面（55）については、25頁の見出し「第5 争点Ⅲを「第5 争点エ」に訂正、11行目「3つ目（ウ）」を「4つ目（エ）」に訂正、35頁の見出し「第6 争点Ⅳ」を「第6 争点オ」に口頭で訂正した上で陳述。

甲A69（神戸先生意見書）、甲A70（神戸先生意見書（訂正部分の指摘））

（原本は裁判所に提出）

甲D198～甲D202

証拠説明書（52）、（53）、（54）

相手方（被告国）：なし

相手方（被告電源開発）：なし

4 内容

前回弁論期日後に、両陪席裁判官の交代に伴い（新たな裁判官は、高部祐未裁判官、金澤康裁判官）、弁論の更新手続きを行いました。

原告より、原告代理人中野弁護士が、準備書面（54）（55）の内容をプレゼン資料を用いて口頭説明を行いました（約35分）。

5 準備事項

（1）次回までの準備

次回までに、被告国において、今回原告が主張した火山の争点（基準の合理性）について反論をすることになりました。

書面提出期限は、来年2月14日（金）になりました。

（2）今後の準備

裁判所は、争点全体を見渡したいと考えている旨を表明した上で、当事者双方の考えを尋ねました。

原告代理人只野弁護士から、今回の火山については1回のまとまりで区切りをつけられる分量であったが、地震、地震動、敷地内活断層は1回でまとめられるものではない旨、ただ、ある程度まとまったかたまりを意識して、被告に反論いただけるような内容で準備したい旨を述べました。

被告国は、原告から提出されたものを見てからでない意見を述べられないとのことでした。

6 次回期日

2025年2月26日（水） 15時 @東京地裁103法廷

第33回口頭弁論期日（弁論期日後に進行協議期日を予定）

以上